

土木学会学術文化事業規程

平成	7年3月24日	理事会
平成	9年4月25日	〃
平成	18年4月21日	〃

(総 則)

第1条 この規程は、土木学会会計規程 第3条第3項(平成13年4月20日)に定める特別会計学術文化事業(以下、「本事業」という。)に適用する。

(目的および事業)

第2条 本事業は、土木学会定款 第5条に基づき、土木工学の進歩および土木事業の発展を図ることを目的とし、次の事業を行う。

- (1) 国民生活における安全の確保、文化・福祉の促進に役立つ調査・研究等への助成
- (2) 国際交流への助成
- (3) 自然災害等のための緊急調査への助成
- (4) その他、学術文化事業の目的に沿う活動への助成

(助成金の原資)

第3条 本事業による助成に必要な原資は、土木学会会員および関係者の寄付または協賛金とし、理事会の承認を得た金子等(以下、「本事業の原資」という。)をもって充てる。

- 2 土木学会が持つ金子(一般会計予算および委員会活動で得られた利益)を本事業の原資として寄付することはできない。

(助成金の交付)

第4条 本事業による助成金の交付は、別途定める「土木学会学術文化事業 寄付申込・助成金交付内規(平成18年4月21日)」に基づいて実施する。

(担当委員会)

第5条 本事業の運営は、企画委員会が担当する。

付則1 この規程の制定および改正の経緯は次のとおりである。

平成	7年3月24日	理事会	制	定
平成	9年4月25日	理事会	一部改正	
平成	18年4月21日	理事会	一部改正	

付則2 この規程は、平成18年4月21日から施行する。